

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・一般競争入札の参加者の資格等
  - ・道路の区域変更（3件）
  - ・道路の供用開始（2件）

### 所管課（室）名

福祉保健課  
農産園芸課  
道路維持課  
〃

### ◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）
- ・一般競争入札の実施
- ・肥料登録の有効期間の更新
- ・測量の終了（2件）
- ・測量の実施

経営支援課  
〃  
農産園芸課  
〃  
建設企画課  
〃

### ◎ 人事委員会公告

- ・長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施
- ・長崎県警察官Ⅰ類（男性）A採用試験[第2回]の実施
- ・長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験[第2回]の実施
- ・警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施
- ・長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施

人事委員会事務局  
〃  
〃  
〃  
〃

### ◎ 雑 報

- ・令和4年度行政書士試験の実施

総務文書課

## 告 示

### 長崎県告示第449号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 福祉保健課関係	別表（第2条関係） 福祉保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略				
14 長崎県新型コロナウイルス感染症対策ネットワーク強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(7) 略 (8) 官民連携による地域の生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業 ア 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォーム整備事業 イ 支援ニーズ増大に対応した地域の民間団体に対する活動支援事業	4分の3以内 (8)の アの場 合は10 分の10 以内、 (8)のイ の場合 は10分 の10以 内で、 1 民間 団体あ たり50 万円を 上限と する。)	略

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略				
14 長崎県新型コロナウイルス感染症対策ネットワーク強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(7) 略	4分の3以内	略

医療政策課関係 略  
感染症対策室関係

医療政策課関係 略

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県造血幹細胞移植後における予防接種の再接種費用助成事業費補助金	感染症のまん延防止及び再接種を受ける者の経済的負担の軽減のため、県内市町が実施する造血幹細胞移植後における予防接種の再接種費用助成制度に対して支援を行うことで、助成制度の拡充を図る。	市町が当該市町に住所を有する対象者に対し、対象ワクチン接種費用の助成に要する経費	2分の1	市町

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～21 略					
22	長崎県遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受け体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関

障害福祉課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～53 略					
54	長崎県医療的ケア児支援センター開設支援事業費補助金	医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に基づく医療的ケア児支援センター（以下「支援センター」という。）の開設を促進し、医療的ケア児を適切な支援に繋げる体制を構築する。	支援センターの開設に当たって必要な需用費、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、工事請負費又は原材料費	予算の範囲内で知事が別に定める額	社会福祉法人等

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～21 略					

障害福祉課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～53 略					

## 長崎県告示第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ①環境制御装置（長崎西彼地区） 一式
- ②環境制御装置（諫早地区） 一式
- ③環境制御装置（大村東彼地区） 一式
- ④環境制御装置（島原地区） 一式
- ⑤環境制御装置（雲仙地区） 一式
- ⑥環境制御装置（南島原地区） 一式
- ⑦環境制御装置（県北地区） 一式
- ⑧環境制御装置（五島地区） 一式
- ⑨環境制御装置（壱岐地区） 一式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月25日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っ

ている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 長崎県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町日吉295番1地先から 対馬市厳原町日吉295番2地先まで	前	17.8~32.2	5.3	
	後	20.5~32.7	5.3	

#### 長崎県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 鹿見港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町鹿見字大平824番19地先から 対馬市上県町鹿見字大平824番19地先まで	前	21.0~37.4	37.9	
	後	31.6~38.6	37.9	

#### 長崎県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 野母崎宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（長崎市潮見町856番1）から 長崎市潮見町713番1地先まで	前	15.1～24.3	54.0	
	後	15.1～31.6	54.0	

**長崎県告示第454号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市巖原町日吉295番1地先から 対馬市巖原町日吉295番2地先まで	令和4年7月5日

**長崎県告示第455号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	官公有無番地先（長崎市潮見町856番1）から 長崎市潮見町713番1地先まで	令和4年7月5日

**公 告****大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス大村店  
長崎県大村市協和町628-2
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上 誠  
東京都千代田区神田練堀町3番地

(変更後)

東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練堀町3番地

(4) 変更の年月日

令和4年4月1日

2 届出年月日

令和4年6月20日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリBHG平戸店

長崎県平戸市岩の上町196番3 外

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,303平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

平戸市長 黒田 成彦

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市商工物産課

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。



令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
させば五番街  
長崎県佐世保市新港町2番7 他
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
佐世保市長 朝長 則男
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量
    - ①環境制御装置（長崎西彼地区） 一式
    - ②環境制御装置（諫早地区） 一式
    - ③環境制御装置（大村東彼地区） 一式
    - ④環境制御装置（島原地区） 一式
    - ⑤環境制御装置（雲仙地区） 一式
    - ⑥環境制御装置（南島原地区） 一式
    - ⑦環境制御装置（県北地区） 一式
    - ⑧環境制御装置（五島地区） 一式
    - ⑨環境制御装置（壱岐地区） 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限  
令和5年1月31日
  - (4) 納入場所及び条件  
仕様書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（電話）095-895-2881  
（提出期限）令和4年7月25日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（名称）長崎県農林部農産園芸課  
（電話）095-895-2945
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
（期間）この公告の日から令和4年8月15日までの間（県の休日を除く。）  
（9時00分から17時00分の間とする）  
（場所）4の部局等とする。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限  
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。  
（提出場所）長崎県農林部農産園芸課  
（提出期限）令和4年8月15日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等  
（場所）長崎県庁行政棟1階入札室  
（期日）令和4年8月16日 ①14時00分開始  
②14時20分開始  
③14時40分開始  
④15時00分開始  
⑤15時20分開始  
⑥15時40分開始  
⑦16時00分開始  
⑧16時20分開始  
⑨16時40分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

(受領期限) 令和4年8月15日17時00分 (必着)

(提出先) 長崎県農林部農産園芸課

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (4) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - ①Environmental Control System (Nagasaki area) ,1unit
  - ②Environmental Control System (Isahaya area) ,1unit
  - ③Environmental Control System (Murakami area) ,1unit
  - ④Environmental Control System (Shimabara area) ,1unit
  - ⑤Environmental Control System (Unzen area) ,1unit
  - ⑥Environmental Control System (Minamishimabara area) ,1unit
  - ⑦Environmental Control System (Kenhoku area) ,1unit
  - ⑧Environmental Control System (Goto area) ,1unit
  - ⑨Environmental Control System (Iki area) ,1unit
- (2) Delivery period:  
January 31, 2023
- (3) Delivery place:  
As per the specifications
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. August 15, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
2:00 p.m. August 16, 2022
- (6) Point of Contact:  
Agriculture and Horticulture Division, Agriculture and Forestry Department, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2945

**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第631号	肉骨粉	9.0鶏肉骨粉	窒素全量 9.0% りん酸全量 6.0%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	平成16年 6月1日	令和4年 6月1日 から 令和10年 5月31日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西海市西彼町大串郷	令和4年6月6日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市中川2丁目地内	令和4年6月10日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、杵岐市長から公共測量（デジタル航空写真撮影（写真地図作成））を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年7月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県杵岐市	令和4年6月21日から 令和5年3月31日まで

**人事委員会公告****長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施（公告）**

令和4年度長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年7月5日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

**1 試験職種及び職務内容**

試験職種	職 務 内 容
一般事務	知事部局（本庁及び地方機関）、議会議務局または各種委員会事務局等における一般行政事務

教育事務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
林業 農業土木 土木 建築	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

2 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額が150,600円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

3 受験資格

平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

4 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は次表のとおりとする。

試験職種	試験種目
一般事務・教育事務・警察事務	教養試験（五肢択一式）
林業・農業土木・土木・建築	教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和4年9月25日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、対馬市、壱岐市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和4年10月3日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和4年11月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

8 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並

びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「高校卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県人事委員会事務局に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和4年8月1日（月）から8月12日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和4年8月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和4年8月12日（金）24時まで受け付ける。

9 点字及び拡大文字による試験等

(1) 試験職種「一般事務」、「教育事務」、「警察事務」については、点字による受験ができる。

(2) 試験職種「一般事務」、「教育事務」、「警察事務」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

**長崎県警察官Ⅰ類（男性）A採用試験[第2回]の実施（公告）**

令和4年度長崎県警察官Ⅰ類（男性）A採用試験[第2回]の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年7月5日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 平成4年4月2日以降に生まれた男性

(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（五肢択一式）

- (2) 試験の実施日  
令和4年9月18日（日）
  - (3) 試験地  
長崎市
  - (4) 第1次試験合格者発表  
令和4年10月3日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。
- 7 第2次試験
- (1) 試験種目  
人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査
  - (2) 試験の実施日及び試験場所  
第1次試験合格者に別途通知する。
- 8 最終合格者発表
- 令和4年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法
- (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
  - (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
  - (3) 「5 受験資格」の(2)の「卒業見込みの者」にあっては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。
- 10 受験手続
- (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法  
ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。  
イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（男性）A試験〔第2回〕案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。  
ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。
  - (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。
  - (3) 申込受付期間及び申込受付時間  
令和4年8月1日（月）から8月12日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。  
なお、郵送による申込みは、令和4年8月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和4年8月12日（金）24時まで受け付ける。
- 11 その他
- 受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。
- 長崎県人事委員会事務局  
郵便番号 850-8570（住所記載不要）  
電話 095-894-3542（直通）  
095-824-1111（代表） 内線3542
- 長崎県警察本部警務課  
郵便番号 850-8548（住所記載不要）  
電話 095-820-1504（直通）  
095-820-0110（代表） 内線2652



**長崎県警察官I類（女性）A採用試験[第2回]の実施（公告）**

令和4年度長崎県警察官I類（女性）A採用試験[第2回]の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年7月5日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

## 1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

## 2 試験職種

一般

## 3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

## 4 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

## 5 受験資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 平成4年4月2日以降に生まれた女性

(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

## 6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和4年9月18日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

令和4年10月3日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

## 8 最終合格者発表

令和4年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」の(2)の「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

## 10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島

支所含む。)・宍岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封し、表に「警Ⅰ(女性)A試験[第2回]案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和4年8月1日(月)から8月12日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和4年8月12日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和4年8月12日(金)24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570 (住所記載不要)

電話 095-894-3542 (直通)

095-824-1111 (代表) 内線3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548 (住所記載不要)

電話 095-820-1504 (直通)

095-820-0110 (代表) 内線2652

**警察官Ⅲ類(男性)採用試験の実施(公告)**

令和4年度警察官Ⅲ類(男性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第10号)第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年7月5日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁(東京都)、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官(巡査)

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

3 給与

給与は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和4年4月1日現在の長崎県の初任給月額(高校卒)は173,400円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

4 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
警察官Ⅲ類 （男性）	長崎県	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。
	警視庁 （東京都）	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	
	愛知県	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	
	大阪府	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和4年10月16日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、対馬市、壱岐市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和4年10月24日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

6 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

7 最終合格者発表

長崎県志望者については、令和4年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。他都府県志望者については、受験者に合否をそれぞれ書面で通知される。

8 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

9 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警Ⅲ（男性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和4年8月1日（月）から8月12日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和4年8月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和4年8月12日（金）24時まで受け付ける。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線2652

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

**長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施（公告）**

令和4年度長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年7月5日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

3 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額が高校卒で173,400円で、その他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

4 受験資格

平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和4年10月16日（日）

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、対馬市、壱岐市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

令和4年10月24日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 6 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

## (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

## 7 最終合格者発表

令和4年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に可否を書面で通知する。

## 8 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

## 9 受験手続

## (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警Ⅲ（女性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和4年8月1日（月）から8月12日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、令和4年8月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、令和4年8月12日（金）24時まで受け付ける。

## 10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線2652

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

---

**雑 報**

---

**令和4年度行政書士試験の実施（公告）**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により長崎県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の実施について、次のとおり公示する。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一照

## 1 試験期日

令和4年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

---

2 試験場所

長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

長崎県立諫早技能会館（諫早市宇都町22-76）

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

試験科目	内 容 等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	択一式及び記述式（40字程度で記述するものを出題する。）
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解	択一式

4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を参照すること。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日（月）から同年8月26日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。なお、8月26日（金）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間及び配布場所

㊦ 郵送配布

a 配布期間 令和4年7月25日（月）から同年8月19日（金）まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求は、8月19日（金）（必着）まで受け付ける。

b 配布方法 住所、氏名及び郵便番号を記載の返信用封筒（角型2号（A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒））に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求すること。

（受験願書及び試験案内の請求宛先）

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

㊧ 窓口配布

a 配布期間 令和4年7月25日（月）から同年8月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

b 配布場所 次に掲げる場所

配 布 場 所	所 在 地	配 布 時 間
長崎県行政書士会	長崎市桜町3-12 中尾ビル5階	午前9時から午後5時まで
長崎県庁総務文書課	長崎市尾上町3-1	

長崎県長崎振興局総務課	長崎市大橋町11-1
長崎県県央振興局総務課	諫早市永昌東町25-8
長崎県島原振興局総務課	島原市城内1-1205
長崎県県北振興局企画振興課	佐世保市木場田町3-25
長崎県五島振興局総務課	五島市福江町7-1
長崎県五島振興局上五島支所総務課	南松浦郡新上五島町有川郷578-2
長崎県壱岐振興局総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触570
長崎県対馬振興局総務課	対馬市厳原町宮谷224

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受付期間

令和4年7月25日（月）午前9時から同年8月23日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月23日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので留意すること。

受付期間内におけるインターネットによる申込みは、24時間可能。入力方法等の手続の詳細については、当センターホームページから確認すること。

（ホームページ）<https://gyosei-shiken.or.jp>

受付最終日（8月23日（火））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるので、余裕をもって早めに申込みをすること。

## イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス及びD i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

## (3) 連絡先（問合せ先）

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

## 6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものは、障がい等の状況により希望する措置を行うことがある。ただし、申出の時期、障がい内容等によっては、希望に沿えない場合もあり得る。

(2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込み（郵送による受験申込み又はインターネットによる受験申込み）をする前に、必ず上記5の(3)の連絡先へ相談すること。

※特例措置の手続については、試験案内を参照すること。

## 7 合格発表の日時及び方法

## (1) 日時

令和5年1月25日（水）午前9時

## (2) 方法

当センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者に合否通知書を郵送する。

また、当センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）においても合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表の日の午前中）する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト